

申告書などの提出時には マイナンバー(個人番号)で「本人確認」

番号法の施行に伴い、平成28年分の所得税の確定申告書や平成29年度の市・府民税申告書からマイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーを記載した申告書などの提出の際は、「本人確認」(番号確認は個人番号が正しい番号であることの確認、身元確認は番号の正しい持ち主であることの確認)をさせていただきますので、**確認書類の提示または提出**をお願いします。

なお、**郵送の場合は、確認書類の写し**(委任状は原本)を同封してください。また、**市役所で所得税の確定申告書をお預かりする場合は、確認書類の写し**が必要です。

本人が申告書などを提出する場合(番号確認書類+身元確認書類)

番号確認書類	身元確認書類
○マイナンバーカード(1枚で番号と身元の両方を確認できます)	
	
<p style="text-align: center;">いずれか1点</p> <p>○通知カード</p>  <p>○住民票記載事項証明書または住民票の写し(マイナンバーが記載されたもの)</p>	<p style="text-align: center;">いずれか1点</p> <p>① ○運転免許証 ○パスポート ○身体障害者手帳 ○学生証(顔写真あり) ○社員証(顔写真あり) ○在留カード ○公的医療保険の被保険者証 ○年金手帳 ○児童扶養手当証書 ○税務署または市からあらかじめ住所などを印字して送付したはがきや申告書 など</p> <p style="text-align: center;">①がない場合、いずれか2点</p> <p>② ○源泉徴収票 ○印鑑登録証明書 ○住民票の写し ○学生証(顔写真なし) ○社員証(顔写真なし) など</p>

代理人が申告書などを提出する場合(申告者の番号確認書類+代理人の身元確認書類+代理権の確認書類)

申告者本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権の確認書類
<p style="text-align: center;">いずれか1点</p> <p>申告者本人の ○マイナンバーカード ○通知カード ○住民票記載事項証明書または住民票の写し(マイナンバーが記載されたもの) ※写しでも可(マイナンバーカードは両面)</p>	<p style="text-align: center;">いずれか1点</p> <p>① 代理人の ○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート ○税理士証票 など</p> <p style="text-align: center;">①がない場合、いずれか2点</p> <p>② 代理人の ○公的医療保険の被保険者証 ○住民票の写し ○印鑑登録証明書 ○年金手帳 ○児童扶養手当証書 ○学生証(顔写真なし) ○社員証(顔写真なし) ○源泉徴収票 など</p>	<p style="text-align: center;">いずれか1点</p> <p>○委任状(任意代理人の場合) ○戸籍謄本(法定代理人の場合) ○申告者本人しか持ち得ない書類(申告者のマイナンバーカード、運転免許証など) ※税理士の場合は、税務代理権限証書の提出が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>代理人とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ●任意代理人/本人の意思により委任された者 ●法定代理人/成年後見人、親権者または未成年後見人(本人が未成年者の場合) </div>

※いずれの書類も個人識別事項(氏名と住所または生年月日)の記載があり、提示時に有効なものに限ります。